

官報

号外 昭和三十三年四月九日

○第二十八回 参議院會議録第二十号

昭和三十三年四月九日(水曜日)午前十時二十四分開議

議事日程 第十九号

昭和三十三年四月九日
午前十時開議

第一 予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第二 衛生検査技師法案(衆議院提出)
(委員長報告)

第三 郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出)
(委員長報告)

第四 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
(委員長報告)

第五 昭和三十年年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十年年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十年度政府関係機関決算書
(委員長報告)

第六 昭和三十年年度国有財産増減及び現在額総計算書
(委員長報告)

第七 昭和三十年年度国有財産無償貸付状況総計算書(委員長報告)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 野本 品吉君

同 佐野 廣君

同 大沢 雄一君

同 中野 文門君

同 木村篤太郎君

同 吉江 勝保君

同 笹森 順造君

同 増原 恵吉君

同 石井 桂君

同 増原 恵吉君

同 中野 文門君

同 木村篤太郎君

同 佐野 廣君

同 大沢 雄一君

同 笹森 順造君

同 吉江 勝保君

同 野本 品吉君

同 井上 清一君

同日議長から左の議案を提出した。

養鶏振興法案(小山邦太郎君外三十五名発議)

同日衆議院から左の議案を提出した。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

たばこ耕作組合法案(第二十六回国会案第三四号)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

内閣委員会に付託

義務教育諸学校施設費国庫負担法案

文教委員会に付託

中小企業信用保険公庫法案

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

よって議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員共済組合法案

国家公務員等退職手当暫定措置法の

一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

たばこ専売法の一部を改正する法律案(附法第九二号)

大蔵委員会に付託

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案 文教委員会に付託

酪農振興基金法案 農林水産委員会に付託

北海道地下資源開発株式会社法案

中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

内閣委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(中井徳次郎君外十一名提出)

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

分取造林特別措置法案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

学校教育法等の一部を改正する法律案(松永忠二君外二名発議)

公立の高等学校の夜間課程の教職員に対する夜間勤務手当の支給に関する法律案(吉田法晴君外二名発議)

同日衆議院から、左の内閣提出案の撤回を承諾した旨の通知書を受領した。

北海道開発庁設置法案(第二十四回国会提出)

北海道開発庁設置法施行法案(第二十四回国会提出)

同日委員長から左の報告書を出し

昭和三十年年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十年年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十年年度国税収納金整理

資金受払計算書及び昭和三十年年度政府関係機関決算書議決報告書

昭和三十年年度国有財産増減及び現在額総計算書及び昭和三十年年度国有財産無償貸付状況総計算書議決報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の締結について承認を求めめるの件

日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めめるの件

旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書の締結について承認を求めめるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

航空法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

角膜移植に関する法律案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

学校保健法案

たばこ専売法の一部を改正する法律案(附法第九二号)

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の締結について承認を求めの件

日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めの件

旧清算勘定その他の諸勘定の残高に關する請求権の処理に關する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書の締結について承認を求めの件

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

航空法の一部を改正する法律

角版移植に關する法律

地方自治法の一部を改正する法律

地方税法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

学校保健法

たばこ専売法の一部を改正する法律

同日内閣から左の報告書を受領した。

昭和三十三年度第二・四半期における国庫の状況報告書

広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書

長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書

旧軍港市転換事業進捗状況報告書

別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

横浜国際港都建設事業進捗状況報告書

神戸国際港都建設事業進捗状況報告書

奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書

松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

軽井沢国際観光文化観光都市建設事業進捗状況報告書

去る五日議員から左の議案を提出した。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休暇中における代替要員の確保に關する法律案(片岡文重君外九名発議)

一昨七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

江藤 智君

佐藤清一郎君

戸叶 武君

鈴木 強君

仲原 善一君

宮澤 喜一君

柴田 栄君

西田 信一君

林田 正治君

光村 基助君

榎 繁夫君

横川 正市君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

堀木 鎌三君

柴田 栄君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

医師等の免許及び試験の特例に關する法律の一部を改正する法律案(野澤清人君外七名提出)

社会労働委員会に付託

国会議員互助年金法案(議院運営委員長提出)

議院運営委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

失業保険法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

養鶏振興法案(小山邦太郎君外三十五名発議)

保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休暇中における代替要員の確保に關する法律案(片岡文重君外九名発議)

同日議員から左の質問主意書を提出した。

被採取者救済に關する質問主意書(青山正一君提出)

昨日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

榎 繁夫君

横川 正市君

林田 正治君

江藤 智君

佐藤清一郎君

植竹 春彦君

仲原 善一君

久保 等君

戸叶 武君

鈴木 強君

内閣委員

外務委員

文教委員

農林水産委員

商工委員

建設委員

予算委員

決算委員

議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

外務委員

文教委員

農林水産委員

商工委員

建設委員

予算委員

決算委員

議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

吉田 法晴君

柴田 栄君

後藤 義隆君

松本浩一郎君

岡 三郎君

笹森 照造君

秋山 長造君

井上 清一君

林田 正治君

佐藤清一郎君

戸叶 武君

鈴木 強君

仲原 善一君

高橋進太郎君

柴田 栄君

西田 信一君

光村 基助君

榎 繁夫君

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

内閣委員会

理事 松岡 平市君(上原正吉君の補欠)

地方行政委員会

理事 大沢 雄一君(大沢雄一君の補欠)

文教委員会

理事 野本 品吉君(野本品吉君の補欠)

理事 有馬 英二君(吉江勝保君の補欠)

農林水産委員会

理事 堀 末治君(柴田栄君の補欠)

商工委員会

理事 高橋進太郎君(古池信三君の補欠)

同日衆議院から左の議案を提出した。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

医師等の免許及び試験の特例に關する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、輪船品検査所の支所の設置に關し承認を求めの件

農林水産委員会に付託

右採集業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

同日委員長から左の報告書を提出した。同日委員長から左の報告書を提出した。

予防接種法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二、衛生検査技師法案(衆議院提出)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。

「審査報告書は都合により追録に掲載」

予防接種法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年二月十八日 衆議院議長 益谷 秀次 参議院議長 松野鶴平殿

り、第十二号を第九号とし、第十二号を第十号とする。

第五号中「道府県知事」を「都道府県知事とする。以下第八条において同じ。」に改める。

第八条第一項中「疫病」を「疾病」に改める。

第十一号中「左に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「六月より」を「三月から」に、「十二月」を「六月」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 前号の定期の予防接種後十二月から十八月に至る期間

第十六条第一項中「第十四条」を「第十三条」に改める。

第二十五条中「市町村」を「市町村長が」に改める。

附則 (施行期日) 1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の際生後六月から生後十二月までの間にある者のジフテリアの定期の予防接種については、なお従前の例による。

審査報告書 衛生検査技師法案 右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

多数意見者署名 勝保 谷口弥三郎

木島 虎藏 西岡 ハル 斎藤 昇 山下 義信

山本 経勝 片岡 文重 木下 友敬 中山 福藏 寺本 廣作

附則第二項を次のように改める。(試験に関する特例)

2 次の各号に掲げる者は、当分の間、第十五条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一 この法律の施行前に通算して二年以上、医師の指導監督の下に、衛生検査の業務に従事していた者

二 衛生検査の業務に必要な知識及び技能を修得させる施設であつて、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者又は附則第四項に規定する者であることをその入所資格とし、かつ、その修業年限が二年以上であるもので厚生大臣が指定したものであるもの

この法律の施行前にその課程を修了した者又は当該施設においてこの法律の施行の際現に修業中でありこの法律の施行後その課程を修了した者

三 衛生検査の業務に必要な知識及び技能を修得させる施設であつて、その修業年限が一年以上であり、かつ、厚生大臣がその教科の内容が充実していると認めて指定したものであるもの

法律の施行前にその課程を修了した者又は当該施設においてこの法律の施行の際現に修業中でありこの法律の施行後その課程を修了した者

の法律の施行の際現に修業中でありこの法律の施行後その課程を修了した者で、それぞれ当該課程を修了した後通算して一年六月以上、医師の指導監督の下に、衛生検査の業務に従事したものの

附則第七項を附則第八項とし、附則第三項から附則第六項までをそれぞれ一項ずつ繰り下げ、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 衛生検査の業務に必要な知識及び技能を修得させる施設であつて、学校教育法第四十七条の規定により高等学校に入学することができる者又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者であることをその入所資格とし、かつ、その修業年限が一年以上であるものうち厚生大臣がその教科の内容が充実していると認めて指定したものであるもの

通算して五年以上、医師の指導監督の下に衛生検査の業務に従事した者は、昭和四十一年十二月三十一日までの間に限り、第十五条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

要領書 一、委員会の決定の理由 本法律案は、衛生検査技師の資格を定めることによりその資質を向上させ、もつて公衆衛生の向上に寄与しよとするものであつて、妥当な措置と認められるが別紙の通り修正した。

妥当な措置と認められるが別紙の通り修正した。

二、費用
本法施行のためには、別に費用を要しない。

衛生検査技師法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十三年三月六日

参議院議長 益谷 秀次
衆議院議長 松野鶴平殿

衛生検査技師法
目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 免許(第三条―第十条)
- 第三章 試験(第十一条―第十七条)
- 第四章 雑則(第十八条―第二十条)
- 第五章 罰則(第二十一条)

第一章 総則

第一条 この法律は、衛生検査技師の資格を定めることによりその資質を向上させ、もつて公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「衛生検査技師」とは、都道府県知事の免許を受け、衛生検査技師の名称を用いて、医師の指導監督の下に、細菌学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理組織学的検査、原虫・寄生虫学的検査その他の政令で定める検査を行うことを業とする者をいう。

第二章 免許

第三条 衛生検査技師の免許(以下

第十五条第一号の場合を除き、「免許」という)は、衛生検査技師試験(以下「試験」という)に合格した者又は政令の定めるところによりこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者に対して与える。

(絶対的欠格事由)
第四条 つんば、おし又は盲の者には、免許を与えない。

(相対的欠格事由)
第五条 次の各号の一に該当する者には、免許を与えないことができる。

- 一 精神病者、麻薬、あへん若しくは大麻の中毒者又は伝染性の疾病にかかつている者
- 二 第二条に規定する検査(以下「衛生検査」という)の業務に関し、犯罪又は不正の行為があつた者

(衛生検査技師名簿)
第六条 都道府県に衛生検査技師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

(登録及び衛生検査技師免許証の交付)
第七条 免許は、都道府県知事が衛生検査技師名簿に登録することによつて行ふ。

2 都道府県知事は、免許を与えたときは、衛生検査技師免許証を交付する。

(免許の取消等)
第八条 衛生検査技師が第四条の規定に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消さなければならない。

2 衛生検査技師が第五条各号の一に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めて衛生検査技師の名称の使用の停止を命ずることが出来る。

3 前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおり、又は改しゆんの情が顯著であるときは、再免許を与えることができる。

(麻痺)
第九条 都道府県知事は、前条第一項又は第二項の処分をしようとするときは、処分の理由並びに麻痺の期日及び場所をその期日の二週間前までに当該処分を受ける者に通知し、かつ、その者又はその代理人の出席を求めて聴聞を行わなければならない。

2 聴聞においては、当該処分を受ける者又はその代理人は、自己又は本人のために弁明し、かつ、有利な証拠を提出することが出来る。

3 都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなくて聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで、前条第一項又は第二項の処分をすることが出来る。

(政令への委任)
第十条 この章に規定するもののほか、免許の申請、衛生検査技師名簿の登録、訂正及びまづ消並びに衛生検査技師免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出に關して必要な事項は、政令で定める。

第三章 試験

(試験の目的)
第十一条 試験は、衛生検査技師として必要な知識及び技能について行ふ。

(試験の実施)
第十二条 試験は、厚生大臣が毎年少くとも一回行ふ。

(試験委員)
第十三条 試験の実施に關して必要な事務をつかさどらせるため、厚生省に衛生検査技師試験委員(以下「試験委員」という)を置く。

2 試験委員は、衛生検査に關して学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、試験委員に關して必要な事項は、政令で定める。

(試験委員等の不正行為の禁止)
第十四条 試験委員その他試験に關する事務をつかさどる者は、その事務の施行に當つては厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(受験資格)
第十五条 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ受けることが出来ない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項の規定により大学に入学することが出来る者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した衛生検査技師養成所において二年以上衛生検査技師として必要な知識及び技能を修得したものであるもの

二 外国の衛生検査に關する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で衛生検査技師の免許に相當する免許を受けた者で、厚生大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

(不正行為の禁止)
第十六条 試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることが出来る。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(省令への委任)
第十七条 この章に規定するもののほか、試験科目、受験手続、受験手数料その他試験に關して必要な事項及び第十五条第一号の学校又は衛生検査技師養成所の指定に關して必要な事項は、省令で定める。

第四章 雑則
(信用失墜行為の禁止)
第十八条 衛生検査技師は、衛生検査技師の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)
第十九条 衛生検査技師は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。衛生検査技師でなくなつた後においても、同様とする。

(名称の使用禁止)
第二十条 衛生検査技師でない者は、衛生検査技師という名称を使用してはならない。

第五章 罰則

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第二項の規定による衛生検査技師の名称の使用の停止命令に違反した者
- 二 第十四条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者
- 三 第十九条の規定に違反した者
- 四 前条の規定に違反した者
- 五 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(試験に関する特例)

2 この法律の施行前に通算して二年以上医師の指導監督の下に、衛生検査の業務に従事していた者は、当分の間、第十五条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

3 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十五条第一号の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができるものとみなす。

4 試験は、第十二条の規定にかかわらず、昭和三十三年においては行わないことができる。

(名称の使用の経過規定)

5 この法律の施行の際、現に衛生検査技師という名称を用いている者については、第二十条の規定は、この法律の施行後六箇月間は、適用しない。

(厚生省設置法の一部改正)

6 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二号の次に次の一号を加える。

二十九の二 衛生検査技師の試験及び衛生検査技師養成所の指定を行うこと。

第九号第十号の次に次の一号を加える。

十の二 衛生検査技師の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

(地方自治法の一部改正)

7 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号中(二十の二)を(二十の三)とし、(二十の三)の次に次のように加える。

(二十の二) 衛生検査技師法(昭和三十三年法律第 号)の定めるところにより、衛生検査技師の免許及び名称の使用の停止に関する事務を行うこと。

[阿具根登君登壇、拍手]

○阿具根登君 たいだいま議題となりました予防接種法の一部を改正する法律案及び衛生検査技師法案について、社

会労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、予防接種法の一部を改正する法律案について申し上げます。

ジフテリアの発生は、特に三才以降幼児に著しい傾向を示しており、またジフテリアに対する免疫効果は、この年齢層において著しく低下していること及び乳児が母体から受ける免疫効果は、生後三ヶ月ごろから急速に減少していることが判明いたしておりますので、これら二つの年齢層に対し強力な免疫効果を付与するため、予防接種法に定めるジフテリア予防接種の定期を改めようとするものであります。

すなわち改正案の内容は、従来、生後六月から十二月までの間に行うこととされていた第一期接種の定期を繰り上げて、生後三月から六月までの間にこれを行うこととするものと、新たに、第一期接種後十二月から十八月までの間に第二期接種を行うこととするものであります。

この改正によりまして、百日せきの第一期及び第二期の定期予防接種と同一時期に行われることもなりますので、百日せき、ジフテリア混合ワクチンの使用によつて、これら両種の予防接種を同時に行うことが可能となるのであります。

本案の審議に当りましては、予防接種による事故の原因を検討し、その防止対策と補償に関する諸問題について、厚生大臣並びに政府委員に対し熱心なる質疑を行いました。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたが、別段の発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、衛生検査技師法案について申し上げます。

衛生検査の技術者につきましては、現在何らの身分上の法的規制が加えられておらず、正規の職業教育を経た者も少数でありますので、衛生検査技師の資格を定めることにより、その資質を向上させ、もつて公衆衛生の向上に寄与しようとするのが、本法案の骨子であります。

本案の要旨とするところは、第一に、都道府県知事の免許を受け、衛生検査技師の名称を用い、医師の指導監督のもとに、細菌学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理組織学的検査、原虫・寄生虫学的検査、その他の政令で定める検査を行うことを業とする者を言うこと。第二に、衛生検査技師の免許は、厚生大臣の行う試験に合格した者等につき、都道府県知事が与えること。第三に、衛生検査技師の試験は、高等学校卒業等であつて、厚生大臣の指定した養成所等において、二年以上、衛生検査技師として必要な知識及び技能を修得したものの等につき、厚生大臣が毎年少くとも一回行うこと等であります。

本案につきましては、慎重審議が行われ、特に衛生検査技師の業務内容の問題、医師の指導監督の運用と責任問題については、あるいは受験資格と経過特例の諸問題について、熱心なる質疑がつけられたのであります。その詳細については会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入り、片岡委員より修正の動議が提出されました。すなわち、次に述べる三つの場合についても、本則の規定にかかわらず、受験の特例の範囲を広げようとするものであります。

第一は、高等学校卒業等を入学資格とし、かつ、その修業年限が二年以上で、厚生大臣の指定した施設において、この法律の施行前に課程を修了した者、または現に修業中で、この法律の施行後に課程を修了した者について、第二に、入所者資格を限定せず、かつ、その修業年限が一年以上で、厚生大臣が指定した施設において前項と同様に修了した後、通算して一年六ヶ月以上、医師の指導監督のもとに業務に従事した者について、以上の二つの場合は、いわば既得権者の救済であります。第三は、中学校卒業等を入学資格とし、かつ、その修業年限が一年以上で、厚生大臣が指定した施設において、この法律の施行後に入所し、通算して五年以上、医師の指導監督のもとに業務に従事した者は、昭和四十一年十二月三十一日までの間に限り、本則の例外として受験できることとしたものであります。

次いで、中山委員より、録風会を代表して、修正案並びに修正部分を除いた原案に賛成の意を表する討論が行われました。

討論を終了し、採決の結果、片岡委員提出の修正案について、全会一致をもって可決し、修正部分を除いた原案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。よつて本案は、修正議決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

昭和三十三年四月九日 参議院會議録第二十号 郵便為替法の一部を改正する法律案 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

ます、予防接種法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、衛生検査技師法案全部を問題に供します。

委員長の報告は修正議決報告でございます。

委員長の報告の通り修正議決すること賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長宮田重文君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

郵便為替法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月四日

内閣総理大臣 岸 信介

郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便為替法(昭和二十三年法律第

五十九号)の一部を次のように改正する。

第九条中「その通知を受けた郵便局において、」の下に「差出人の指定に従い、」を加え、「為替金を払い渡す。」を「為替金を払い渡すか、又は差し出された現金の額に相当する現金を、為替金として、差出人の指定する受取人に書留郵便物として送達することにより払い渡す。」に改める。

第十七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第九条の規定により差出人から差し出された現金の額に相当する現金を、為替金として、差出人の指定する受取人に送達することにより払い渡す取扱をする電信為替の料金は、為替金の額が五万円以下るときはその額の一枚の電信為替証券を、為替金の額が五万円をこえるときは五万円又はその端数ごとに各別に電信為替証券を發行したものとみなして前項の例により算出した電信為替の料金の額に、三十円を加えた金額とする。

第三十五条の次に次の一条を加える。

第三十五条の二(通信文) 差出人が第九条の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、郵便局において、省令の定めるところにより、通信文を受取人に伝達する。

前項の規定による取扱については、差出人は、電信に関する料金を基準として省令で定める料金を納付しなければならない。

第三十七条の次に次の二条を加える。

第三十七条の二(為替金の払渡不能等の場合) 第九条の規定により差出人から差し出された現金の額に相当する現金を、為替金として、差出人の指定する受取人に送達することにより払い渡す取扱において、受取人の所在不明その他の事由に因り為替金を払い渡すことができないとき、又は差出人から請求があつた場合において為替金がまだ払い渡されていなく、同条に規定する省令の定める郵便局において、その為替金の額を表示する電信為替証券を發行して、これを差出人に送達する。

第三十七条の三(電信為替業務の委託) 通信大臣は、第三十五条の二第一項の規定による取扱をする電信為替の業務の一部を日本電信電話公社に委託することができ、その委託業務の内容、委託業務を取り扱う日本電信電話公社の事業所の名称及び位置その他当該業務の委託に關し必要な事項を公示しなければならない。

第一項の規定により電信為替の業務の一部が日本電信電話公社に委託された場合における第一章及びこの章の規定の適用については、同項の規定による委託を受けている日本電信電話公社の事業所の取扱を、その委託に係る業務の範囲内において、郵便局の取扱と

みなす。この場合において、これらの規定について必要な就替規定は、省令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

2 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「委託により左の業務」を「通信大臣から委託された業務及び委託による左の業務」に改める。

〔宮田重文君登壇、拍手〕

○宮田重文君 ただいま議題となりました郵便為替法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、電信為替による送金を迅速化し、その送金とともに通信文を伝達する制度を設け、利用者の利便をはからうとするものでありまして、改正の要点を申し上げますと、第一点は、為替金の払い渡しにつきましては、現在の取扱いは、電信為替証券を發行して受取人に送達し、受取人が郵便局の窓口に向き、証券を引きかえに現金を受け取ることになっておりますが、この方法のほかに、差出人の請求があつた場合は、郵便局から受取人に、為替金に相当する現金を書留郵便物として送達しようとするものでありまして、この取扱いは、電信為替に比べて、現行料金のほかに、三十円の付加料金を取ることにいたさうとするものであります。

第二点は、電信為替の差出人から受

取人あての慶弔その他送金の目的などを内容とする通信文を、電信為替証券または現金とともに受取人に伝達する制度を設けようとするものであります。

第三点は、通信文の伝達を伴う電信為替の業務の一部を、日本電信電話公社に委託することができるようにしようとするものであります。

通信委員会におきましては、慎重審議をしたのでありますが、審議の過程における質疑のおもなるものは、現金送達による防犯対策いかな、電電公社への委託業務の範囲並びにその手数料いかな等の諸点であります。その詳細は、会議録によつて御了承願ひたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、別段の発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって、原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第四、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法律

務委員長青山正一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

下級裁判所の設立及び管轄区域に
関する法律の一部を改正する法律
案

昭和三十三年三月十二日
内閣総理大臣 岸 信介

下級裁判所の設立及び管轄区域に
関する法律の一部を改正する法律
案

奈良市	奈良市登大路町
奈良県添上郡柳生村	奈良市柳生町
奈良県宇智郡五条町	五条市
奈良県大原郡雲南木次町	鳥根県大原郡木次町
北海道根室郡根室町	根室市
北海道標津郡標津村	北海道標津郡標津町

下級裁判所の設立及び管轄区域
に關する法律の一部を改正する
法律

別表第四表名称の欄中「栃木今市
簡易裁判所」を「今市簡易裁判所」に
「今市簡易裁判所」を「出雲簡易裁判
所」に改め、同表所在地の欄中次の
表の上欄に掲げる字句を同表の下欄
に掲げる字句に改める。

中「栃木今市」を「今市」に、同表矢板 簡易裁判所の管轄区域の欄中「玉生 村 船生村 大宮村」を「塩谷村」に 改め、同表栃木簡易裁判所の管轄区 域の欄中「国府村」、同表太田簡易 裁判所の管轄区域の欄中「強戸村 世良田村及び「休泊村」並びに同表 熱海簡易裁判所の管轄区域の欄中 「田方郡の内」を削り、同表三島簡易 裁判所の項を次のように改める。	三島 三島市 田方郡 許岡郡の内
---	------------------------

欄中「於保村」を削り、同表諏訪簡易
裁判所の項を次のように改める。

諏訪 長野県の内
諏訪市 諏訪郡

同表岡谷簡易裁判所の管轄区域の
欄中「諏訪郡の内」、同表新瀉簡易裁
判所の管轄区域の欄中「曾野木村」、
「両川村」及び「大江山村」並びに新津
簡易裁判所の管轄区域の欄中「新関
村」を削り、同表直江津簡易裁判所
の管轄区域の欄中「大瀨村 瀨町村」
を「頸城村 大瀨町」に改め、「明治
村」を削り、同表茨木簡易裁判所の
管轄区域の欄中「三宅村」、同表堺簡
易裁判所の管轄区域の欄中「北八下
村」、同表古市簡易裁判所の管轄区
域の欄中「志紀町」及び同表舞鶴簡易
裁判所の管轄区域の欄中「加佐郡の
内」を削り、同表福知山簡易裁判所
の管轄区域の欄中「天田郡」を「天田
郡 加佐郡」に改め、「加佐郡の内」
を削り、同表豊岡簡易裁判所の管轄
区域の欄中「竹野村」を「竹野町」に改
め、同表奈良簡易裁判所の管轄区域
の欄中「添上郡の内」を削り、同表柳
生簡易裁判所の項を次のように改め
る。

奈良県の内 添上郡 山辺郡の内 山添村	柳生
------------------------------	----

改め、同表近江八幡簡易裁判所の管
轄区域の欄中「武佐村」、同表海南
簡易裁判所の管轄区域の欄中「細野
村」、同表串本簡易裁判所の管轄区
域の欄中「大島村」及び同表御坊簡易
裁判所の管轄区域の欄中「切目川
村 安住村」を削り、同表昭和簡易
裁判所の管轄区域の欄中「日進村」を
「日進町」に改め、同表春日井簡易裁
判所の管轄区域の欄中「東春日井郡
の内」を削り、同表瀬戸簡易
裁判所の管轄区域の欄中「瀬戸市」を
「瀬戸市 東春日井郡」に改め、「東
春日井郡の内」を削り、同表半田簡
易裁判所の管轄区域の欄中「小鈴谷
町」を削り、同表小松簡易裁判所の
管轄区域の欄中「小松市」を「小松
市 加賀市」に改め、同表八尾簡易
裁判所の管轄区域の欄中「大長谷
村 仁歩村 野積村」、同表城端簡
易裁判所の管轄区域の欄中「西野尻
村」及び同表石動簡易裁判所の管轄
区域の欄中「若林村」を削り、同表広
島簡易裁判所の管轄区域の欄中「安
芸町」を「安芸町 熊野跡村」に改め、
同表安芸西条簡易裁判所の管轄区域
の欄中「造賀村」及び「安芸郡の内」
を削り、同表柳井簡易裁判所の管轄区
域の欄中「津津村 上関村」を「上関
町」に改め、同表鳥取簡易裁判所の
管轄区域の欄中「八頭郡の内
中私郡村 上私
郡村」を削り、同表八橋簡易裁判所
の項を次のように改める。

鳥取県の内
東伯郡の内
東伯町 赤崎町
由良町 大栄町
西伯郡の内
西伯町 中山町

同表米子簡易裁判所の管轄区域の
欄中「米子市 境港市 西伯郡」を
「米子市 境港市
西伯郡の内
西伯町 会見町 岸本町 伯仙
町 日吉津村 淀江町 大山町 名
和町」に、同表今市簡易裁判所の名
称の欄中「今市」を「出雲」に、同表唐
津簡易裁判所の管轄区域の欄中「切
木村 入野村」を「肥前町」に改め、同
表大瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄
中「瀬川村」及び同表島原簡易裁判所
の管轄区域の欄中「神代村」を削り、
同表福江簡易裁判所の管轄区域の欄
中「久賀島村 奈留島村 樺島村」を
「奈留町」に改め、同表荒尾簡易裁判
所の管轄区域の欄中「腹栄村」、同表
高森簡易裁判所の管轄区域の欄中
「野尻村」並びに同表矢部簡易裁判所
の管轄区域の欄中「名進川村」及び
「中島村」を削り、同表天草簡易裁判
所の管轄区域の欄中「宮地岳村」を削
り、「有明村」を「有明町」に改め、同
表加治木簡易裁判所の管轄区域の欄
中「準人日当山町」を「準人町」に改
め、同表川内簡易裁判所の管轄区域
の欄中「下東郷村」、同表山形簡易裁
判所の管轄区域の欄中「南村山郡」、
同表二戸簡易裁判所の管轄区域の欄
中「浪打村 島海村 小島谷村 姉

昭和三十三年四月九日 参議院會議録第二十号 下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案

昭和三十三年四月九日 参議院會議録第二十号

昭和三十年年度一般會計歳入歳出決算、昭和三十年年度特別會計歳入歳出決算、昭和三十年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十年年度政府関係機関決算書外二件

帯村、同表岩泉簡易裁判所の管轄区域の欄中「小川村」及び同表横手簡易裁判所の管轄区域の欄中「醍醐村」を削り、同表八戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「島守村」「中沢村」を「南郷村」に、同表十和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「六戸村」を「六戸町」に改め、同表岩見沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「美唄市」を「美唄市三笠市」に改め、「三笠町」を削り、同表森簡易裁判所の項を次のように改める。

北海道の内
茅部郡

同表八雲簡易裁判所の管轄区域の欄中「茅部郡の内」を削り、同表根室簡易裁判所の管轄区域の欄中「根室郡」を「根室市」に改め、同表普通寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「仲南村」を「仲南村」「翠南村」に改め、「緩歌郡の内」を削り、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「二条町」を「吉野町(大字柿原を除く)」に、同表川島簡易裁判所の管轄区域の欄中「土成町大字土成」を「吉野町大字柿原」「土成町大字土成」に、同表須崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「久礼町」「上ノ加江町」を「中土佐町」に、同表窪川簡易裁判所の管轄区域の欄中「昭和村」「十川村」を「十和村」に、同表宿毛簡易裁判所の管轄区域の欄中「大内町」「月灘村」を「大月町」に、同表宇和島簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊海村」「高山村」を「明浜町」に改める。

1 この法律は、昭和三十三年五月一日から施行する。

附則

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

〔青山正一君登壇、拍手〕

○青山正一君 ただいま議題となりました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の法務委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。本法律案のおもなる改正点は、最近における市町村の廢置分合等に伴いまして、簡易裁判所の名称及び管轄区域等を変更しようとするものであります。第一は、栃木今市簡易裁判所及び今市簡易裁判所の名称を変更すること、第二は、広島簡易裁判所ほか五カ所の簡易裁判所の管轄区域を変更すること、第三は、これらに伴い、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表について所要の整理を行うこと等であります。

さて、委員会の審議に当りましては、まず、三月十八日、政府当局から提案の理由を聞きまして後、数回にわたって大川、棚橋、亀田、赤松、小林の各委員から、簡易裁判所の未開庁の状況並びに整理統合の対策、少年交通事犯処理の方策等、簡易裁判所の将来のあり方等につき、根本問題にも及んで熱心な質疑が行われましたが、これが詳細は會議録に譲ることといたします。

討論に入りましては、別に発言もなく、直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

審査報告書

昭和三十年年度一般會計歳入歳出決算
昭和三十年年度特別會計歳入歳出決算
昭和三十年年度国税収納金整理資金受払計算書
昭和三十年年度政府関係機関決算書

討論に入りましては、別に発言もなく、直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第五、昭和三十年年度一般會計歳入歳出決算、昭和三十年年度特別會計歳入歳出決算、昭和三十年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十年年度政府関係機関決算書、昭和三十年年度政府関係機関決算書

日程第六、昭和三十年年度国有財産増減及び現在額総計算書
日程第七、昭和三十年年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上、三件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。決算委員長島野一夫君。

第一 本件の内容及び審査の経過
昭和三十年年度一般會計歳入歳出決算、昭和三十年年度特別會計歳入歳出決算、昭和三十年年度国税収納金整理資金受払計算書及び昭和三十年年度政府関係機関決算書は、日本国憲法第九十条及び財政法第四十条その他関係諸法律の規定により昭和三十一年十二月二十五日国会に提出され、直ちに当委員会に付託されたものであつて、その概要は左の通りである。

一般會計
(1) 昭和三十年年度一般會計決算総額は
歳入決算額 一兆二千二百六十三億八千七百九十九万円
歳出決算額 一兆八百八十一億六千九百九十九万円
差引 千八百八十二億七千七百九十九万円

の剰余を生じたが、この剰余金のうち百三十一億七千六百九十九万円は、賠償等特殊債務処理特別會計法(昭和三十一年法律第五三三号)附則第二項の規定により賠償等特殊債務処理特別會計の昭和三十一年度の歳入に繰り入れ、残額は 九百五十四億四千九百九十九万円は、財政法第四十一条の規定によつて昭和三十一年度の歳入に繰り入れられた。

(2) 右の剰余金額 千八百八十二億七千七百九十九万円には翌年度に繰越した歳出の財源充当額及び前年度までの剰余金の使用残額が含まれておるので、これを引差くと、本年度新たに生じた純剰余金は三百二十三億八百九十九万円である。このうちから予算決算及び会計令の一部を改正する政令(昭和三十一年政令第一八七号)附則第四項の規定による控除額百三十一億七千七百九十九万円を差引いた残額の二分の一を下らない金額は、財政法第六条の規定によつて公債又は借入金金の償還財源に充てることになつておる。

(3) 前記決算総額を
歳入予算額 一兆百三十三億千四百九十九万円
歳出予算額 一兆百三十三億千四百九十九万円
に比較すると
歳入においては 千百三十億七千二百九十九万円を増加し
歳出においては 四十八億五千五百九十九万円を増加した
(4) 歳出予算額については、予算決定後において、前年度歳出予算残額を本年度に繰越したものがあつたため
歳出予算額 一兆百三十三億千四百九十九万円
前年度繰越額 六百五十四億二千八百九十九万円
合計 一兆七百八十七億四千二百九十九万円
となつた。これに対し

本年度の支出済出額 一兆八百一十一億六千九百九十九万円
 のほか本年度内に支出を終らないで翌年度に繰越した額 三百七十八億四千五百九十九万円
 があるのでは
 差引不用額は 二百二十七億二千七百九十九万円
 となつた。

(5) 予備費は予算額八十億円に対し、本年度に使用した金額は 七十九億九千九百九十九万円
 である。

(6) 国庫債務負担行為は 財政法第十五条第一項に基くもの
 限度額 六十億二千三百九十九万円
 実際に負担した債務額 四十七億二千四百九十九万円
 既往年度よりの繰越債務額 四十三億千八百九十九万円
 本年度中の債務消滅額 三十四億六千七百九十九万円
 差引翌年度以降への繰越債務額 五十五億七千四百九十九万円

財政法第十五条第二項に基くもの
 限度額 三十億円
 実際に負担した債務額 四億七千六百九十九万円
 既往年度よりの繰越債務額 二千四百九十九万円
 本年度中の債務消滅額 六千九百九十九万円
 差引翌年度以降への繰越債務額 四億三千九百九十九万円

(7) 公債は

内国債

本年度発行額 四十八億七千八百九十九万円
 既往年度よりの繰越額 四十二億二千八百九十九万円
 合計 九十一億零七百九十九万円
 本年度償還その他 四十二億二千八百九十九万円
 差引翌年度以降への繰越額 四十九億七千七百九十九万円
 本年度発行額 一億四百九十九万円
 既往年度よりの繰越額 八百十三億七千九百九十九万円
 合計 八百四十四億千九百九十九万円
 本年度償還その他 五十億五千九百九十九万円
 差引翌年度以降への繰越額 七百六十三億六千九百九十九万円

(8) 借入金

本年度借入金 十二億五千三百九十九万円

既往年度よりの繰越額 五百一十一億五千二百九十九万円
 本年度償還その他 五百二十四億六百九十九万円
 合計 一兆零三十六億五千九百九十九万円
 差引翌年度以降への繰越額 四百九十七億五千六百九十九万円

(9) 大蔵省証券及び一時借入金金の最高限度額は二百億円であるが実際に債務負担したものはない。

特別会計
 昭和三十年度における特別会計の数は三十五であつて、各特別会計の決算の総計は
 歳入決算額 一兆八千七百九十八億五千七百九十九万円
 歳出決算額 一兆七千二百六十五億七千二百九十九万円

政府関係機関
 昭和三十年度における政府関係機関の数は九であつて、各機関の決算額の総計は
 収入決算額 八千七百七十九億四百九十九万円
 支出決算額 七千四百七十八億三千三百九十九万円

本件については大蔵省、運輸省、郵政省及び会計検査院から説明を聴いた後慎重審議を重ね、もつて今日に至つたものである。

第二 審査の結果

一、会計検査院の検査確認又は検査完了した決算のうち決算検査報告に指摘された不当事項及び是正事項については、会計検査院と概ね意見を同じくする。
 二、決算審査の結果については毎年度内閣に報告を發してあり、これに對し内閣においても事態の改善に努力していることは一応認められるが、昭和三十年度においても会計検査院が不当事項又は是正事項として報告したものが二、一八五件、批難金額約六十六億圓に上つてゐる事實は、内閣のとつた改善措置がなほ十分でなく、関係者の努力が不足してゐたことを示すものに外ならない。

(一) 綱紀の肅正

綱紀の肅正は歴代内閣が公約として掲げた問題であるが、公務員の不正、不当は依然として跡を絶たず、決算検査報告に指摘されたものの外農林省における肥料の買取譲渡の不当指示事件、油類等の不正購入事件、通商産業省における外車の不正輸入事件等があり、各省庁等に対する国民の信頼感にも多大の悪影響を及ぼすものと認められる。

(二) 自主的統制監督及び審査

会計経理の適正を図るため、会計検査院の機能にまつことは勿論であるが、根本は各省庁等の機構内における自主的統制と指導監督の確保が先要件であり、これを補完する内部監査の励行も必要である。
 これらの制度は逐次形態を整えつつあるとはいえ、実際の成果は未だ不満足なものが多く政府は今後一層これが充實を図り、その機能の活用及び成果の発揮に努むべきである。
 又政府関係機関及び国が出資し又は補助金等の財政援助をしてゐる公私団体等に対してはもとより、その他のいわゆる監督行政の適正な執行に意を用い、財政資金が最終に至るまで適切且十分に効用を發揮するよう努むべきである。

昭和三十三年四月九日 参議院會議録第二十号

昭和三十一年度一般會計歳入歳出決算、昭和三十一年度特別會計歳入歳出決算、昭和三十一年度政府関係機関決算書外二件

(三) 制度及び運営の整備改善

1 連年會計検査院の指摘する事項には工事、製造及び物件の購入につき、計画、設計、契約相手方の選定、予定価格の積算、中間検査及び検取についての不当事態が多い。これらは各省庁に概ね共通なものであるから、内閣として統一的な改善措置を講じ、不当事態の根絶を期すべきである。

2 食糧管理特別会計の運営の健全化、滞貨病変米の処理の促進及び農業共済再保険特別会計における災害補償制度の根本的改正については、昭和二十九年決算審査の結果に鑑み強く政府に警告したところであつて、その後一部法律の改正又は処理方針の決定等が行われ、改善への方向にあることは認められるが、これらの措置によつて問題は解決したものでなく、更に経費節減と運営の合理化及び災害補償制度の適正な運営についての根本的な改善措置が緊要であつて、これが施策について一段の努力を払うべきである。

3 国有財産の管理、運用および処分については問題が多く、世論も厳しく、国会においても論議され、また会計検査院からも指摘されている。管理、運用の適正と処理の促進については国民全般の注目するところであるから、いや

しくも不信を生ずることがないよう努むべきである。

4 各種補助金 各種補助金の経理については逐次改善の跡が認められるが、更に公共事業費補助金において事業費の査定、及び検査を適確にし、一面事業主体に對する指導監督を徹底すべきである。また、災害復旧事業において昭和二十八、九兩年発生災害の工事に対する補助金で現在にいたるもその予算措置さえ採られていないものが多額に及んでいるが、これは資金の効率的使用と不当工事発生防止の観点からその早期交付について特段の努力を払うべきである。

又、農林水産関係奨励補助金は毎年百数十億に上つているが、その種目が多岐零細に過ぎ又は既にその目的を達し補助の意義が薄いものについては再検討し、農林水産業振興本来の目的達成を期すべきである。

なお昭和三十一年度決算の審査を終了するに当り、本委員会は叙上の趣旨に基き、問題の多い防衛庁、農林省及び日本国有鉄道に対し特に警告を發してその注意を喚起した。三、昭和三十一年度決算に關し審議した太田川の河川改修に伴う補償金、農林中央金庫等の融資に關する件等については更に継続して審議を進めることとする。

四、以上の外、前記決算については格別の異議がない。右の通り全会一致をもつて議決した。よつて多数意見者の署名を附して、報告する。

昭和三十三年四月四日

決算委員長 高野 一夫

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

大倉 精一 平島 敏夫

岩間 正男 水野 護

仲原 善一 松村 秀逸

勝保 稔 大谷 賢雄

増原 恵吉 西岡 八郎

稲浦 鹿蔵 武藤 常介

後藤 文夫 手島 栄

鈴木 壽 相馬 助治

岡 三郎 大矢 正

大竹平八郎 井上 清一

昭和三十一年度一般會計歳入歳出決算

昭和三十一年度特別會計歳入歳出決算

昭和三十一年度國稅収納金整理資金受払計算書

昭和三十一年度政府関係機関決算書

右

国会に提出する。

昭和三十一年十二月二十五日

内閣総理大臣 石橋 湛山

審査報告書

昭和三十一年度国有財産増減及び現在額計算書

昭和三十一年度国有財産無償貸付状況計算書

右全会一致をもつて異議がないと議決した。よつて多数意見者の署名を附して、報告する。

昭和三十三年四月四日

決算委員長 高野 一夫

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

大倉 精一 平島 敏夫

岩間 正男 水野 護

仲原 善一 松村 秀逸

増原 恵吉 西岡 八郎

稲浦 鹿蔵 武藤 常介

後藤 文夫 手島 栄

昭和三十一年度国有財産増減及び現在額計算書
昭和三十一年度国有財産無償貸付状況計算書
右
国会に提出する。
昭和三十一年二月一日
内閣総理大臣 岸 信介
臨時代理 大臣 信介
國務大臣
〔高野一夫君登壇、拍手〕
○高野一夫君 たいだいま議題となりまして昭和三十一年度一般會計歳入歳出決算外三件につきまして、決算委員会における審議の経過並びに結果の概要を報告申し上げます。
本件は、三十一年十二月二十五日、国会に提出せられました。今回、審査を終えたものであります。
まず、本件の内容の概略を申し上げます。一般會計では、歳入決算額一兆二千二百六十三億余万円、歳出決算額一兆

百八十一億余万円であつて、差引千八百一十二億余万円の剰余を生じました。このうち、三十一年度で新たに生じた剰余金は三百二十三億余万円であり、また、年度内に使用し得る繰出予算現額一兆七百八十七億余万円に對して、前述の歳出決算額のほかに、翌年度への繰越額が三百七十八億余万円あつたので、二百二十七億余万円が不用額となつたのであります。
次に、予備費は、予算額八十億円に對し、ほとんど全部使用せられました。また、国庫債務負担行為のうち、財政法第十五条第一項に基くものは、限度額百六十億余万円に對し、實際の負担額は四十七億余万円であり、同条第二項に基くものは、限度額三十億円に對し、實際の負担額は四億余万円でありました。公債は、内外債を合わせ、年度初め現在額五千三十一億余万円、年度中の発行額四十九億余万円、減少額二百四十七億余万円、年度末現在額四千八百三十三億余万円であり、借入金は、年度初め現在額五百一十一億余万円、年度中の借入額十二億余万円、減少額二十六億余万円、年度末現在額四百九十七億余万円でありました。
特別會計は、その数が三十五であり、各特別會計の決算額の総計は、歳入決算額が一兆八千七百九十八億余万円、歳出決算額が一兆七千二百六十五億余万円でありました。
政府関係機関は、その数が九つでありまして、各機関の決算額の総計は、収入決算額八千七百七十九億余万円、支出決算額七千四百七十八億余万円でありました。

以上が決算の概略であります。詳細は決算書類についてごらんを願います。

本件については、昨年三月十二日、関係各省及び会計検査院から説明を聞きまして、本年四月四日まで、実に四十五回の委員会を開き、また、六班の委員派遣によって、つぶさに現地調査を行い、検査院の批難事項二百八十五件のほか、決算に關連し、または国家財政の調査として、全購運の經理、広島市内太田川の河川改修に伴う補償金、福岡県庁の公金の經理、福島県の関釜ダム工事、日本銀行の宿舍の管理処分、池袋民衆駅、国鉄寝台車の無断使用、農林中央金庫等の融資等の問題を取り上げて慎重に審議を重ねました。詳細は会議録によってごらんを願います。

審議を終了するに当りまして、特に、当委員会の決議をもつて、防衛庁、農林省、日本国有鉄道に対して警告を行なつたのであります。この省庁、公社に対しては、すでに昭和二十九年年度においても警告を發したにかかわらず、三十年年度においてもなお改善の跡が見られず、たとへば防衛庁においては、昭和三十年年度も、工事の施行に当り処置を得ないもの四件、物資の調達に当り処置を得ないもの九件、不正行為三件があり、さらに農林省においては、經理の紊亂しているもの一件、工事の施行に当り処置を得ないもの七十四件、物件の管理、購入、売り渡しに当り処置を得ないもの四件、保険事業の運営等について処置を得ないもの百九十五件、補助金の經理を得ないもの七百八件、不正行為三件、その他四件があり、日本国

有鉄道においては、工事の施行に当り処置を得ないもの十五件、物件の管理、購入、売り渡しに当り処置を得ないもの十六件、不正行為一件、その他一件の改善されない事項があるなど、重ねて、三十年度におきまして、警告を發しなればならなかつたことは、まことに遺憾にたえない次第であります。

また、太田川の河川改修に伴う補償金及び農林中央金庫等の融資に關する件等につきましては、目下なお審議を継続してゐるのであります。

審議の結果といたしまして、内閣に對し、次の警告を行ふ必要を認めましたので、その概要を申し上げます。

第一に、綱紀の肅正であります。ことに現内閣は綱紀の肅正を重点施策としておられますが、その実行こそ大事であります。各省等の上層幹部たる者が、その地位と職責の重大なるを自覚し、みずから清廉潔白であることと、部下職員に指導監督に万全を期するばかりでなく、不当事実に対しては、みずからも重い責任をとるといふ厳正なる態度を持し、部下に対しては責任追及を徹底せしめて、肅正の実をあげること努むべきであります。

第二点は、財政經理に對する自発的な工夫でありまして、特に内部の統制と監査の必要性であります。經理の適正を期するためには、会計検査院の機能に待つこと大なるはもろんであります。根本は、政府内部において自主的に統制監督を徹底せしめ、かつ内部監査を勵行し、不当事態を未然に防止するばかりでなく、善後処理を迅速に行なつて、國損を最小限にとどめることであります。

第三点は、政府關係機関、その他の出資団体、あるいは國が財政援助をしてゐる公私の団体その他に對する所管大臣の監督であります。とかく監督行政が形式に流れる傾向があることを感ぜますが、形式よりも実体に触れた監督が必要であつて、財政資金が終局に至るまで十分に効果を上げるよう努むべきであります。

第四に、制度及び運営の整備改善であります。工事、製造及び物件の購入などの不当事項は、遺憾ながら、大體、各省に共通なものとなつておりますので、政府において統一的な改善措置をとるべきであります。また、食糧管理、農業共済保険、国有財産の管理処分、各種補助金の制度及び運営、經理につきましましては、あるいは法律の一部改正、審議会の設置、処理方針の策定など、改善に向ひつつありますが、問題の解決には、さらに根本的な措置について一段と強い対策が必要であると考へられます。

以上、概略を申し述べましたが、特に強調されましたことは、以上の諸点は、ほとんど数年來繰り返し警告されてゐるにもかかわらず、その成果が十分でない事実であります。若干改善されつつはありますが、今日なお二千件をこえる批難事項が指摘されておりますことは、真に寒心にたえないところでありまして、政府の強い反省と対策が望まれたのであります。

以上は、決算委員会として、党派を越えた一致の意見でありまして、本件採決の際における各委員の熱心な討論によつても明らかであります。その各委員からなされた討論の要旨を申し上げますれば、まず、自由民主克

代表する大谷委員から、「決算を承認するに當つて政府に要望したい、二十九年度に比べ、批難件数、金額が減少しており、幾分改善の跡が認められ、三十一年度はさらに減少の傾向にある。ことから見て、政府の努力は多とす。が、いまだこれでは十分でなく、國民の信をつなぐことはできない、政府は真剣に反省し、すみやかに制度、機構、運営、監督、統括及び内部監査の面に改善の実を上げ、不当事項の絶滅を期して、不信を一掃するよう、最大の努力を払ふべきである。また、不当事項に對しては、早期に処置をなし、關係責任者の信賞必罰を明確、厳正に行い、全体の戒告に資する必要がある。警告を發せられたる防衛庁、農林省及び日本国有鉄道には、特段の注意を望みたい」旨の御意見があり、日本社会

党を代表する大矢委員からは、「承認はするけれども、政府に申し入れをしたい。二十九年度に比べて批難件数、金額の減少は、表面的には努力の印象を受けるけれども、検査の方法、重点の置き方にもよることであつて、実態は疑問で安心はできない。次に、決算審議の際には内閣もかわつており、政府の責任感と認識が徹底と充実を欠いてゐる。一方、公務員の不正が跡を断たない。世のひんしゆくを買つており遺憾にたえない。また、防衛庁に批難事項が多いのは、その予算が計画、内容ともにもずさんなまま、安易に獲得されるからと思はれる。特に防衛庁に嚴重に注意したい。なお、今後の問題として、国外で使用する経費に對する検査の徹底について善処を望む」との御発言があつたのであります。次に、緑風會を代表する後藤委員から、「承認す

るが、三十年度だけでも、批難金額は六十六億円にも上り、このほか、決算委員会が調査事項として審議したものが、このようなる事実を見ると、まことに寒心にたえない。國民の血税は、効果的に正しく責任をもつて使用されねばならない。三十一年度は幾らか改善の成果が上つてゐるとは言へ、いまだ十分である。政府は、反省すべきは反省し、制度、運営の改善に努力し、不正行為は一日も早く善後処理を行い、國損を僅少にする等、國民の信にこたえなければならぬ。なお、政府は、決算の審議に當り、勇氣をもつて事態の黒白を明らかにし、公明にして決然たる態度をもつて臨むよう要望する」旨の御意見がありました。無所属クラブを代表して大竹委員から、「承認はするが、次の点を政府に要望する。従来に比較すれば、事態はやや改善されておられ全く望みなしとは言わぬが、毎年多数の批難事項、汚職事件があつて、國民の怒りを買つてゐる。これは政府に確固たる責任遂行の信念と道義心に欠くところがあるためである。この際、真に誠意と責任ある施策をもつて事に當る信念を強固にすることが必要である。次に、汚職の温床となり、あるいは政策そのものに疑惑と不信の念を抱かせる各種補助金政策に對し再検討を望みたい。さらに、決算は予算と政治的に不可分であり、また、同一性を有するものであるから、単に体裁を整へ、国会に提出すれば足りというやうな安易な考え方を改め、全体的な責任体制を判然とさせる必要がある」との御意見がありました。

次に、共産党を代表する岩間委員から、「警告の効果を見守るために賛成

三六九

昭和三十三年四月九日 参議院會議録第二十号

昭和三十年年度一般會計歳入歳出決算、昭和三十年年度特別會計歳入歳出決算、昭和三十年年度國稅收納金整理資金受払計算書、昭和三十年年度政府關係機關決算書外二件

昭和三十三年四月九日 参議院會議録第二十号

昭和三十三年四月九日 参議院會議録第二十号

昭和三十三年四月九日 参議院會議録第二十号

昭和三十一年度一般會計歳入歳出決算、昭和三十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十一年度政府関係機関決算書外二件

昭和三十一年度国稅納金整理資金受払計算

三七〇

するが、次の点を要望する。決算審議は生きた審議でなければならぬに、政府は、それを政策面に反映させるといふ努力を欠いている。次に、いまだに日本の政治はゆがめられたものがあり、三悪追放が叫ばれていて、しかも、これが実行されないのは、基本的に政治体制を正す努力がなされていないからである。三十年度決算を振り返って見ると、勤労大衆に対する施策の貧困さが明らかに看取され、はなはだ遺憾である。さらに、会計検査院の指摘事項は氷山の一角にすぎない。官庁内部における監査体制を確立すること、及び責任の所在を明確にするを痛感し、不満ではあるが、将来の反省を期待して賛成する」との御意見がありました。

以上の討論を終りまして、採決の結果、全会一致をもって、審査報告書の通り異議のないものと議決した次第であります。

以上をもつて、昭和三十一年度一般會計歳入歳出決算外三件の報告を終ります。

次に、昭和三十一年度国有財産増減及び現在額総計計算書並びに昭和三十一年度国有財産無償貸付状況総計計算書に関する決算委員会の審議の経過並びに結果を報告いたします。

まず、本件の内容を概要を申し上げますれば、昭和三十一年度において、一般會計、特別會計分を合計した国有財産の増加額は五千五百九十二億余万円、減少額は六百四十三億余万円、差引純増加額は四千九百四十九億余万円でありまして、本年末、すなわち昭和三十一年三月三十一日における国有財産の現在額は、一兆九千二百五十三億余万円となっております。この内訳

は、行政財産一兆四百四十四億余万円、普通財産八千八百八億余万円でありまして、行政財産をさらに分類いたしますと、公用財産三千三百九十五億余万円、公共用財産八十四億余万円、皇室用財産九十四億余万円、企業用財産六千八百六十九億余万円となっております。

次に、国有財産の無償貸付は、一般會計、特別會計分を合わせて、昭和三十一年度における増加額は五十億余万円、減少額は八千余万円、差引純増加額は四十九億千余万円でありまして、年度末における無償貸付の現在額は五十一億千余万円となっております。

決算委員会におきましては、右二件につきまして、政府の説明並びに会計検査院の検査報告の説明を聴取いたしました上、昭和三十一年度決算と並行して、慎重審議いたしました。本件の内容をなすところの国有財産の取得、管理及び処分に関し、処理の適正でない点、財産管理の基礎資料となる実態調査、特に旧軍用財産及び旧雑種財産等の実態調査が十分でない点等につきましては、別途、昭和三十一年度決算において審査を行いましたので、この二件の計算書については、異議がないことを議決いたしました次第でございます。

以上、報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三件の採決をいたします。

三件全部を問題に供します。三件は、委員長報告の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて三件は、全会一致をもち

て委員長報告の通り決せられました。次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十時五十九分散会

○本日の會議に付した案件

一、請願の件

改正する法律案
一、日程第一 予防接種法の一部を改正する法律案

一、日程第二 衛生検査技師法案

改正する法律案
一、日程第三 郵便為替法の一部を改正する法律案

一、日程第四 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第五 昭和三十一年度一般會計歳入歳出決算、昭和三十一年度特別會計歳入歳出決算、昭和三十一年度国稅納金整理資金受払計算書、昭和三十一年度政府関係機関決算書

一、日程第六 昭和三十一年度国有財産増減及び現在額総計計算書

一、日程第七 昭和三十一年度国有財産無償貸付状況総計計算書

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君

議員

- 中山 福藏君 豊田 雅孝君
田中 茂穂君 杉山 昌作君
島村 軍次君 手島 栄君
中野 文門君 佐藤 尚武君
河野 謙三君 松平 護雄君
加藤 正人君 永野 啓一君
松岡 平市君 田中 啓一君
梶原 茂嘉君 奥 むめお君
石黒 忠篤君 森 八三二君
西川 甚五郎君 青山 正一君
藤野 繁雄君 堀 末治君

- 宮城タマヨ君 前田 久吉君
谷口弥三郎君 新谷寅三郎君
村上 義一君 一松 定吉君
鶴見 祐輔君 江藤 智君
成田 一郎君 西田 信一君
堀本 宜實君 鈴木 万平君
大谷藤之助君 稲浦 鹿藏君
吉江 勝保君 前田佳都男君
三木 英雄君 青柳 秀夫君
小西 英雄君 館 哲二君
井村 徳二君 山本 米治君
小林 武治君 大谷 賛雄君
佐藤清一郎君 有馬 英二君
大谷 榮潤君 小柳 牧衛君
井上 清一君 小澤久太郎君
齋藤 昇君 小山邦太郎君
木暮武太夫君 石坂 豊一君
廣瀬 久忠君 植竹 春彦君
草葉 隆助君 安井 謙君
川村 松岡君 小林 英三君
野村吉三郎君 若地地義三君
増原 恵吉君 松村 秀逸君
榊原 亨君 白井 勇君
最上 英子君 大沢 雄一君
宮澤 喜一君 高橋 衛君
重政 庸徳君 西岡 八郎君
横山 フク君 土田 太郎君
小幡 治和君 伊能 芳雄君
宮田 重文君 三浦 義男君
高野 一夫君 高橋進太郎君
佐野 廣君 寺本 廣作君
石井 桂君 関根 久藏君
野本 品吉君 岩沢 忠恭君
伊能繁次郎君 石原幹市郎君
左藤 義詮君 下條 康徳君
吉野 信次君 木村篤太郎君
横川 信夫君 吉田 萬次君
勝侯 稔君 大川 光三君
森中 守義君 北村 暢君
相澤 重明君 森 元治郎君
木下 友敬君 平林 剛君
山本 経勝君 岡 三郎君

- 湯山 勇君 龜田 得治君
久保 等君 柴谷 要君
安部キミ子君 近藤 信一君
東 隆君 阿藤 登君
中田 吉雄君 小笠原三男君
藤田 進君 松澤 兼人君
成瀬 幡治君 小林 孝平君
田中 一君 加藤シヅエ君
三木 治朗君 千葉 信君
戸叶 武君 荒木正三郎君
市川 房枝君 八木 幸吉君
岩間 正男君 長谷部ひろ君
辻 武壽君 白木義一郎君
大竹平八郎君 鈴木 壽君
北條 鶴八君 伊藤 顯道君
千田 正君 天坊 裕彦君
加瀬 完君 坂本 昭君
阿部 竹松君 大矢 正君
榊 繁夫君 田畑 金光君
海野 三朗君 中村 正雄君
相馬 助治君 横川 正市君
河合 義一君 松浦 清一君
天田 勝正君 高田なほ子君
片岡 文重君 羽生 三七君
佐多 忠隆君 曾根 益君
栗山 良夫君 山下 義信君
内村 清次君 山田 節男君

参議院會議録第十九号中正誤
ハシ段 行 誤 正
三三 五 三 についての について
三三 二 から 三 次回の 次会の

定価 一部 十五円
（但し良紙は二十円）
發行所 東京都新宿区区市会大村町一五
大藏省印刷局
電話九段三三二一五九百機

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日